

及ぼさざりしものかと察せられる。矧んや嘉慶十六年には幾分脱稿せし章句も存せしものと推定し得るをやである。乃ち『長安縣志』に於ては景教碑をその金石志に金石の見地より著録するのみならず、更に一步を進めてその寺觀志卷首の案文の通り、景教碑の出土發見地が唐代の波斯寺即ち大秦

寺の舊敷地に該當せむてふことをも指摘して、積極的に景教碑とその發見地金勝寺の敷地との歴史地理的關係にまでも論及する記載を試むるに至りしものではなからうかと思はれるのである。

(大正十五年十一月二十九日稿了)

明治初年の國體擁護運動(下)

文學士 藤井甚太郎

三 大村益次郎の遭難

明治二年九月四日兵部大輔大村益次郎(永敏)は京都三條木屋町の旅寓に於て志士の爲に傷られ、此が病因となつて十一月五日遂に大阪病院に於て死去したが、その所謂志士と云ふのは、元山口藩兒玉若狹家來團伸次郎(二十二歲)、元山口藩毛利

筑前家來太田豊能兄太田光太郎變名太田瑞穂(二十二歲)、與州白河藩加藤愛之助事軍曹伊藤源助(二十八歲)、參州産宮輪田進、越後國兵居之隊中五十嵐伊織變名濟東習作(二十九歲)、久保田藩澁谷内膳家來金輪五郎變名佐藤武雄(二十五歲)、信州伊那郡名古熊村生元齋藤謙助家來關島金一郎

三十一歳)、長州藩神代直人變名鷹巢正作(三十二歳)等である。此等の人々が大村益次郎に對して懐く嫌疑は、その所謂斬姦狀によつて明かである。曰く、

王政復古ニ付人材登用被爲在候御趣旨ヲ恭ク按シ奉ルニ神州之元氣ヲ興張シ武威ヲ外國ニ光輝シ、賢愚各々其處ヲ得萬民悉ク安堵、列聖在天ノ威靈ヲ奉安ラントノ朝旨ニ候處、此者任職以來、内外本來ノ分ヲ不辨、專ラ洋風ヲ摸擬シ、神州之國體ヲ汚シ朝憲ヲ蔑シ、浸々蠻夷ノ俗ニ變シ、萬民塗炭ノ疾苦ヲ醸成ス、故ニ人心日ニ(二字虫喰)廉恥地ヲ拂テ空ク、終ニ知有外夷不知 皇朝シムノ極ニ至ル、數之其罪條不勝枚舉、依之天地祇其怒リニ不被爲勝、手ヲ我等有志ノ徒ニ借リ加天誅致梟首後鑑トナサシムル者也大村兵部大輔旅寓へ致亂入候暴人吟味一

卷

と。尙此意味を擴充する爲めに、彼等の口供書を紹介する。謀主とも云ふべき神代直人の口供に其方事於京都大村兵部大輔殿及闇殺候趣不包申上候

此段先般王政御恢復御一新ニ相成リ、下々ニ至迄奉恐悅候處、當今ニ至リ外夷之御取扱御手厚被爲遊、却而人民之苦不容易、就而者外夷之侮リ日々増長シ、皇威不相建テ歎息仕候折柄、田邊平次郎毛利筑前元家來太田光太郎兒王若狹家來團仲次郎イツレモ文學修行トシテ登京仕度由ニ付同道、七月中旬出足同月廿七日着京矢野立道方ニ入塾罷在候毛利筑前家來伊達政助ニ面會之内、大村兵部大輔殿東京ヨリ歸京相成候、然ル處於兵部大輔殿兼而航海ヲ主張シ候折柄、當時朝廷御登庸被爲在候付而者、王政ヲ掌握シ終ニ皇威ヲ輕シ、前斷之形勢ニ立至リ候モ、必竟甚ク所置ニ而可有之、速ニ不及闇殺而者王政御一新之御目途不相立、彼是御國恥ニモ可相成與切齒慨歎之至奉存候折柄、太田光太郎團仲次郎(秋田藩)金輪五郎(參州吉田藩)宮輪田進(桑名藩)五十嵐伊織(藩中不存)京都岡崎ニ居候伊藤源助、孰レモ同論ニ而四條上口町八百屋忠兵衛方其外諸所潛伏、右闇殺之事件相謀、其節伊達政助へ右之事件相謀候處承服不仕ニ付、僕等抛身命致決心候段申聞、其後

同人ヨリ金子貳拾兩餘借用相別候而、當九月四日夜同謀之人數外ニ對州藩染島何某同道（染島儀ハ同夜仲次郎同道罷越候事）兵部大輔殿旅宿江驅込、私五十嵐染島三人河原ニ而待合候處、無間壹人馳出候迄同内ヨリ追ヒ右ノ一人及殺害候付兵部大輔殿ニ相違無之哉與相尋候處相違無之由仲次郎相答候ニ付、然者臬首可致様申聞一同相分申候、右於旅宿打果候トノ儀者存不申、尙驅出候者ハ一人ニ而、其餘者一團覺不申、其後潛居中兵部大輔殿首級相違仕候由承リ仰天仕候、其後出足前日百萬遍之内ニ居候佐々木大和助ト申者方罷越一宿相頼候折柄、大和助儀者東京ニ登候由ニ而、土屋源吉ト申者居合、私歸國之儀相咄候處同道可致候様トノ儀ニ付、勿論右閣殺之事件更ニ相咄不申、同月十二日比同所出立、兵庫へ罷出、同所ヨリ乘船順々罷下リ候折柄船中ニ而私潜伏所源吉へ相頼候處、姫島ニ居候請末忠藏ト申者ハ源吉父ノ門人ニ而、彼方江添書差出候様申事ニ而認メ貰ヒ、其後十月二日源吉一同姫島江着、忠藏方罷越候上宮川何某一同同所出船、小郡檀與申處へ罷

歸リ、直ニ被相捕候段申上候所、前段不容易形勢ニ付而ハ、兵部大輔殿ニ於テ重々不所業之趣有之、國恥ニモ立至リ候程之見込モ有之候ハ、遂一建言可致善之處無其儀、還而自己之論ヲ以及暴舉候始末、不輕朝威國辱ニモ立至リ候段、全不忠不義之至重疊不謂千萬、其料不輕與被申聞、此段ニ於テハ如何體御刑典ニ被處候而モ十口申披無御座奉誤入候事

右重疊被爲入御念、前顯申上候通毫モ相違無御座候以上

明治二己十月十八日 神代直人○大村兵部大輔一件書類

更ニ一同志團仲次郎の口供を記して記述を補足する。

私儀長州藩兒玉主稅家頼伊藤與次右衛門二男ニ而、同藩兒玉若狹家頼相成團仲二郎ト名乘相勤居候處、遊學之志有之度々主人へ相願候得共聽容無之、同藩毛利筑前家來太田豊熊兄同姓光太郎モ勤學之望御座候由ニ付當七月十日同道國許脱走イタシ、便船ニ而廿三日頃上京、吉田村ニ旅宿罷在候光太郎同家來淺海忠助方ニ合

宿同様罷在候内、途中ニ而先年知己相成候當時越後國府兵居之隙中五十嵐伊織ニ出逢、久敷振ニ而一酌仕候處兼而同人ヨリハ、攘夷ノ事ヲ初慷慨談同論ニ付、右士之儀種々說話仕候處、先年徳川氏外夷ニ親ミ人氣ニ反シ候砌ヨリ、長州藩之儀ハ尊王攘夷ヲ主張シ、人望ヲ得苦心盡力終ニ王政御復古ノ功ヲ奏シ候處、豈計哉、御一新以來國論表裏ニ變シ候ハ、全外國人之説ヲ信用之者已レノ説ヲ主張シ、就中大村兵部大輔殿ハ年來西洋學ニ沈ミ、終ニハ皇國ノ皇國タル所以ヲ不知、萬事外國ニ摸擬シ、彼風ヲ慕フノ餘リ、身ニ洋服ヲ着シ邪教ヲ主張シ、皇國固有之道ヲ廢リ、世教ヲ彼レ同様ニセン事ヲ企、又、皇國ノ第一タル刀劔ヲ廢スルノ説ヲ唱フル等、其他不勝枚舉、國中西洋信用ノ者多クハ同人ノ説ニ沈ミ居候ニ付、漸々如此之者相倍候而ハ終ニ人心浮薄ニ成行可申、尤此等之説ヲ唱ヘ候ハ此人而已ニ無御座候得下モ、他人ハ姑閣、長州ヨリ出要職ニ在而、此論ヲ主張イタシ候而ハ國辱有之、最、皇國之御爲不可然候付、私一人ニテモ右等之儀兵部大輔殿與對

論之上、刺違へ度杯ト平常憤懣罷在候付、八月申頃兵部大輔殿京着之趣承リ、同人之咄シニ相成候ヨリ右等之儀モ申聞候處、伊織於テモ同論ニ有之、且本藩神代直人儀モ上京罷在、素ヨリ同志ニ而兵部大輔殿ヲ惡ミ候儀ハ樂ミ申居候事ニ有之、直人ヨリモ斬殺之儀申談候ヨリ其儀ニ決シ、同人ヨリ軍曹伊藤源助ヲ語合、並前件光太郎モ素ヨリ同論之者ニテ是亦直人並私ヨリモ相咄、伊織ヨリ三州産之由宮和田進久保田藩之内金輪五郎ニ相咄、同盟都合七人出來、追々樓上或ハ源助伊織旅宿等ニ而知己相成候處、兵部大輔殿儀京着無之間、下阪イタシ候由承候付、猶探索仕候處、不遠歸京之趣ニ付、當地ニ而可討取與ノ談ニ相成待合居候得共、存外滯坂永引候付、何レモ下阪之筈、決局九月二日東川端四條上ル所八百屋忠兵衛(此者不念無之候)方江集會、兵部大輔殿罪狀書互ニ文案イタシ相認、銘々所持追々伏見表へ相越候處、五郎ヨリ紹介同志之内ニ而關島島一郎與申者相越、初而知己相成、八人同船三日朝着坂探索ニ及ヒ候處、兵部大輔殿ニハ引違ヒ二日出立歸京相

成候趣承リ候付、直様其夜乗船、四日伏見エ着之上、此勢ヲ以今日可決之談判ニ相成、西石垣四條下ル町浮連亭ニ而支度イタシ、兵部大輔殿彌歸京候哉否光太郎探索ニ相越候處、木屋町旅宿ニ罷在候趣ニ付、暮合境ヲ期限ニ而會申込、猶在宅哉否突留襲入之旨申合、直人儀萩原秋藏與申名札相認、私請取五郎江相渡、合印ハ白手紙ヲ用ヒ候筈ニ仕、一旦分散、薄暮前三條橋上ル出會、河原ヨリハ伊織直人金一郎之三人、表ヨリハ私並五郎兩人ニ而面會之儀申込、在宅候ハ、直様切入ニ之生源助進光太郎引續切入候筈ニ而、兵部大輔殿旅宿ニ罷越前段手順之通申込候處、取次之者在宅之旨相答與江入候付引續兩人共亂入、切廻リ候處、裏手江逃出シ候者有之誰カ賊也ト存聲懸候付、大村ト心得違ヒ駈切付候處、河原江罷在者モ切付、仕留置候様相覺候付、直様東川端通江上申候、付而ハ事遂候後ハ分散銘々志シ候方へ相越候筈之約定ニ有之、私ハ乘々東北遊學之望ニ付、北ニ走り候處、追々光太郎伊織五郎出會、イツレモ一旦北國ニ相越候旨申聞候付、同道白川越ニ而晝

夜ヲ不論急行ニ而相越候處、七日曉越前府中へ來着、人足差出方引合中御不審之筋有之趣ニ而被召捕候、御當府御引連之上、御吟味相成申候付而ハ、兵部大輔殿之奸惡ニ對シ候而ハ私共罪科十分之一ニモ不足歟ト奉存候付、御同人へ對シ候而ハ更ニ失敬トハ不奉存候得共、朝廷御登庸之重職ヲ斬殺仕候段ハ朝憲ヲ奉輕蔑候筋ニ而、重々奉恐入候付如何様之御典刑ニモ被仰付候様仕度候間、何卒神州之正氣斷然被爲立候様、偏ニ奉懇願候

右申上通此外ニモ私共同類並右事件ニ付密謀等語合候者モ可有之、不包有體可申上旨ニ而段々嚴敷被成御僉議候得共前條申上候通相違無御座候○大村兵部大輔一件つきては考慮を要する廉のあらことを一言附して置く。

とある。

大村側の記録に従ふと、

六ツ時過何者(虫喰)萩原秋藏與申手札差出、廿五六歳計の士兩人参り(虫喰)、御面談申度儀有之候に付推参仕候由申に付、右之段申聞候處、折節兵部省作事方吉

富音之助第一大隊司令官靜間彦太郎英學教授方足立孝之助三人來會ニ付、家來山田善次郎を以答候には御用之儀ニ候ハ、明日兵部省ニ於て御面談可申由答候、然に賊徒是非今晚御面談申度候間、今一應此段御取次被下度ニ申に付、引返し奥江這入候處、跡より賊徒兩人案内なく付入りに踏込候に付、次之間に居候吉田音之助見請、是は與(虫喰)白刃を提候故(虫喰)哉與(虫喰)場合ニ、靜間足立大村都合四人ニ而防戰に及候此時斬込候賊徒五人計ニ相見候○大村兵部大輔旗寓へ致亂入候禁人吟味一卷

とある。尙參考の爲に大村等の死傷を記すと、大村益次郎は前額堅疵長三寸深五分左ノ顔額堅削疵長二寸五分巾三寸外膊斜ノ疵長五分深サ一寸内膊カスリ疵一寸右手指節薄疵五指大膝蓋骨針疵深一寸五分長四寸であつた、其外第二大隊司令試補靜間彦太郎英學教授方足立孝之助は即死し、大村家來山田善三郎は翌朝落命いたして居る、兵部省作事取締吉富音之助は深手ながら存命致した。同上

團以外の人々の口供書を見ても、その動機は略同様であつて、彼等志士の志の在る所を知ることが出来る。此年十二月二十日京都府は彼等を處刑すべく粟田口の仕置場に引出したが、京都彈正臺の故障申立によつて中止し、二十八日改めて太政官の命を待つて處刑した。その爭論の原因は京都府と彈正臺との權限の相違を經緯として居るが、内部に立入つて觀察すると、此は獨り權限の相違と云ふ如き簡單なるものではなかつた様である。

彈正臺古賀大巡察の勤問書にも

彈例ハ則天下之規則ニ御座候得者、能細思テ經テ御所置有之度義、大村等之如キ權貴之人ニ草莽微賤之輩私怨モノナキ身トシテ斬害イタシ候ハ、何等ノ所以ト申處テ御願慮被爲在纒ニ一人之所置ニ而モ天下之治亂ニ關係故、御鎮密之御行刑ヲ祈居候上、近來四民不得其處ヨリ人心胸々、終ニ沸騰之萌モ如何與苦心仕候折柄、此事件相生シ全體舊幕府ニ而モ重臣ヲ斬候毎ニ、嚴罰

ニ處シ候ヨリ人心ヲ失候様ニ立至リ候故、今日之事モ右邊ノ至慮不一端御座候○粟田口一件書類

とあるによつても推察することが出来る。さて彼等志士處刑の宣告文も、一同略同様であるが、一例を太田光太郎にとつて見ると、

其方儀大村兵部大輔旅寓へ亂入之始末、憂國ノ至情及切迫候ヨリ同志八人義ヲ以會シ、右ノ所行ニ及候旨雖申、國家興廢之見込相立候ハ、言路洞開ノ御政體ニ付幾重モ事情建言可致、且其方儀同人へハ師恩モ有之事ニ付、假令同志之者ヨリ如何様之儀申聞候共、先々差押江コトヲ以テ諫言イタシ取計方モ可有之處、無其儀、猥ニ御登庸之重職ヲ斬殺之企イタシ、終ニ當九月四日夜大村兵部大輔旅宿へ同志七人俱ニ相越、襲入之節後ニ罷在事落去ヲ察シ、拔刀ハ不致トハ乍申已ニ同志之者ニ而兵部大輔へハ死ニ至候程ノ爲疵負、加之右旅宿へ來客並同家々來等及殺害候段、不憚朝憲致方ニテ其罪不輕候、且又國家ノ御爲ト見込右之及始末候儀ニ候ハ、速ニ其筋へ届出可待罪之處、其場逃去終ニ被捕縛

追々吟味之上ニ而事實及白狀候段、重々不屈ニ付（粟田口にて）梟首申付者也○大村兵部大輔一件書類とある。兎も角憂國の至誠に出たこと丈は公に認められたと云つて宜しい。

先きに横井小楠遭難の事あり、今又大村永敏のことあつたので、朝廷は頗る憂慮せられて、下手人探索の達、櫛の齒を引くが如くに諸方に傳へられた。下手人召捕の一例として越前府中での一味捕縛の狀況を記述すると、一味北國路に逃去の有様は前記口供書にもあるが、明石少屬より九月五日付の報告が京都府に達した。其狀は

緋川宿止宿之村々探索致候得共、疑敷義一切無御座候然ルニ帶刀人四五人垂駕ニ乗り、早足ニ而參リ候者出逢候者有之、右駕屋段々相調候處、ヨノキ宿油屋善四郎與申宿屋ニ而、左之通申立罷在申候一昨夜曉七ツ時前帶刀人四人内

ザン切髪 壹人二十七八歲計

元 服 二人三十五六歳計

僧 髮 一人三十五六歳計

右四人、足モ洗ハズフトンモシカズ、其儘被寢候而、垂駕四挺仕立吳候様被申候得共、相斷リ候處、金子何程ニテモ差出ス旨ニ而段々被頼候間、近邊之者頼遣シ候處、駕一挺代金一兩ツ、差出、大溝迄雇切ニテ早々出立被致候由ニ御座候

一、三條大橋ヨリヨノキ宿迄七里餘リノ處剋限並年頃引當リ候様存候處、駕賃錢多分差出シ雇切ニテ相越、駕屋之者立場イタサセ、川又休候節ハ駕ニテ座敷ニ入サセ抔致候由、委細之儀下御用掛リ藤井菊次郎殿難波幸七殿右兩人江御聞取被下ニ而、山田様ニモ宜敷御申上被下度御頼申上候

九月四日 明 石

猶右ハ美濃路江相越候様相見へ申候○大村兵部大輔旅寓へ致亂入候暴人吟味

一卷

とある、此牒狀に接し至急に北國路に追込んで捕縛したものである。尙四方に散つた一味の者も遂

に捕縛せられて居る。

以上は大村益次郎旅宿襲撃者のことであるが、大村が、かく異端者の如くに思はれた原因は彼が理想とせる我國兵制統一の下に立案した種々な施設が當時の人に喜ばれなかつたことに原因して居る。

五 公議所の議案と島津久光公の建議

明治初年の國體擁護運動に就きて考へらるゝことは、切支丹宗門の流布に對して、所謂皇國の衰頹するを憂ふる一派の人々の言論である。今一々建白類を列記するの餘裕を有しないが、公議所の議案にも第九號天主教を歐の議（舉母藩議員川西六三提出）があつて、各藩の議員が評論致して居る。公議所 日誌

朝廷大ニ學ヲ興シ、經義ヲ講明シ、人倫ヲ明ニシ他教ヲ假ラザルノ義ヲ天下ニ詳明シ、刑罰教化普ク人心ニ

徹底スルヲ要ス、且我國禁ノ旨ヲ外國人ニ談判ヲ遂ケ
踐繪ノ法ヲ設クベシ(河口市之進評論)

先ツ其渠魁ヲ集メテ之ヲ殄戮スベシ、然ラバ余ノ迷者
或ハ悔悟スベシ、如シ猶改メズンバ速ニ芟夷シテ禍根
ヲ洗滌スベシ(北村經藏評論)

と、此等はその一斑である。されば秋田の初岡敬
治の如きは招魂社の祭典に、武者十字架上の耶蘇
を踏める幟を奉つて、國際情誼の爲撤回を命ぜら
れて居る。初岡敬治
先生傳其他愛宕通旭等の獄の如きも、
一面丈より觀察すれば、國體擁護運動とも見るこ
とが出来る。

尙、かの有名なる明治五六年に互る島津久光公
の建議、予は此を以て其時代の一派を遺憾なく表
はすものと見て居る、明治五年六月二十八日久光
狩衣を着し、鹿兒島の明治天皇行在所に參し、徳
大寺宮内卿に謁して天機を候し、意見書を奉呈せ
られた。此の箇條書の中には至尊御學門の事、立

國本張紀綱事、定服制嚴容貌事、正學術事、慎擇
人材事、謹外國交際審可辨彼我之分事、振興兵氣
正軍律事、明貴賤之分事、遠利欲重節義退詐術貴
誠實事、嚴禁淫亂明男女之別事、開言路之事、慎
讞獄正賞罰事、輕租斂事、詳量出納事の數條があ
つて、何れも國體擁護の精神に充ちて居る。

その副申書にも「危急切迫之世態傍觀坐視に不忍
因循固陋之愚見不被爲在御採用御事トハ奉恐察候
得共(中略)、方今之御政體ニテハ御國運日ヲ追テ
御衰弱、萬古不易之皇統モ共和政治之惡弊ニ被爲
陷、終ニハ洋夷之屬國ト可被爲成形勢、鏡ニ掛テ
拜スル如ク歎息流涕之外無御座候」とある。翌六
年六月二十二日命を奉じて久光は前年建言書の條
項を註釋して奏せられたが、今一句に「彼洋學ノ
如キハ一種ノ技藝ニシテ至尊ノ急ニシ給フ所ニア
ラズ」と、又「立國本張紀綱事」の一條は、久光も
「一篇ノ綱領」と云はれて居るが、其の條には「此

一條ハ一篇ノ綱領ニシテ、以下ノ數條ハ其目ノ如シ、國本ヲ立ルトハ皇國ノ本體ヲ動搖セシメザルヲ云、本體トハ則皇統一系萬古革命ナク、綱常明カニ禮儀ヲ崇ヒ、廉耻ヲ重シ、民心ヲ維持スル正ニシテ且大ナル者ナリ、紀綱ヲ張ルトハ綱ハ網ノ大繩、紀ハ繩中絲縷ノ目ニシテ、其大ナル者ヲ張リ其小ナル者ヲ治ルヲ云也、今ヤ洋說横行將ニ國本ヲ傾敗スルニ至ラントス、是ヲ以更ニ紀綱ヲ

歴 史 の 研 究

(下)

文學博士 新 見 吉 治

三 應用史學は純正科學

修史家は過去の事實を只有りのまゝに傳へて居るものではない、その記述するところの事實について、偶然に起つたとか、神の思召によつたとか

張リ皇國ノ基礎ヲ確定スベシ云々」とある。島津久光公實記

以上二三の問題を中心として國體擁護運動の一片鱗を記述したのである。明治初年の世相に光明面と暗黒面の存することは三浦周行先生の常に説かるゝ所であるが、此の一篇の筋の如きも亦其一例に當ると思ふ。誠に驚くべき世態混淆の時代であつた。

何々といふ原因があつたとか、何とか角とか理屈をつけて事實と事實との間の連絡の説明を試みて居る。修史家に何等かの歴史觀——歴史哲學——を持つて居ないものはない。歴史哲學といふ銘は